



志賀町都市計画マスタープラン

(概要版)

～ 志賀町の将来のまちづくりに関する方針を定めました ～



都市計画マスタープランとは

目的と策定経緯

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて、「町の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位の計画となる「第 1 次志賀町総合計画」と、石川県が定める「石川県都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などに即して、志賀町の将来都市像を実現するため、まちづくりの総合的な理念・目標と、土地利用コントロールや道路整備などこれを実現するために必要な個別具体的な都市計画の方針を定めたもので、平成 26 年 3 月に策定しました。

策定にあたっては、平成 24 年 8 月より学識経験者などで構成される検討委員会や都市計画審議会での審議、地元説明会などを経て、計画書としてとりまとめています。

本マスタープランの目標年次は、おおむね 20 年後です。

全体構想

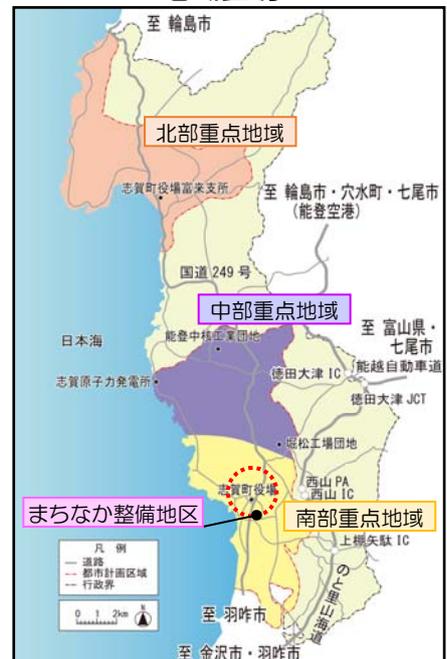
全体構想とは、志賀町全体を見据えて、土地利用や道路整備の方針、防災に関する方針など将来のまちづくりの姿を示すものです。

地域別構想

地域別構想とは、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものです。

- ・地域区分は以下の 3 区分とします。
 - ◇北部重点地域【富来都市計画区域】
 - ◇中部重点地域【志賀都市計画区域】
 - ◇南部重点地域【志賀都市計画区域（高浜地区周辺）】
- ・また、南部重点地域の高浜市街地部は【まちなか整備地区】と設定します。

地域区分



地域別構想

北部重点地域、中部重点地域、南部重点地域及びまちなか整備地区の将来像は、次のとおりです。

北部重点地域

交流拠点などを活かした
富来地区の魅力的な街並みの形成と
6次産業を中心とした地域産業の活性化

富来地区の魅力的でコンパクトなまちづくり

都市機能の集積のほか、コミュニティバスなどの公共交通基盤を確保するとともに、魅力ある住環境や商業空間を形成し、富来地区の魅力的でコンパクトなまちづくりを推進します。

海岸線を中心とした交流拠点を

活かしたまちづくり

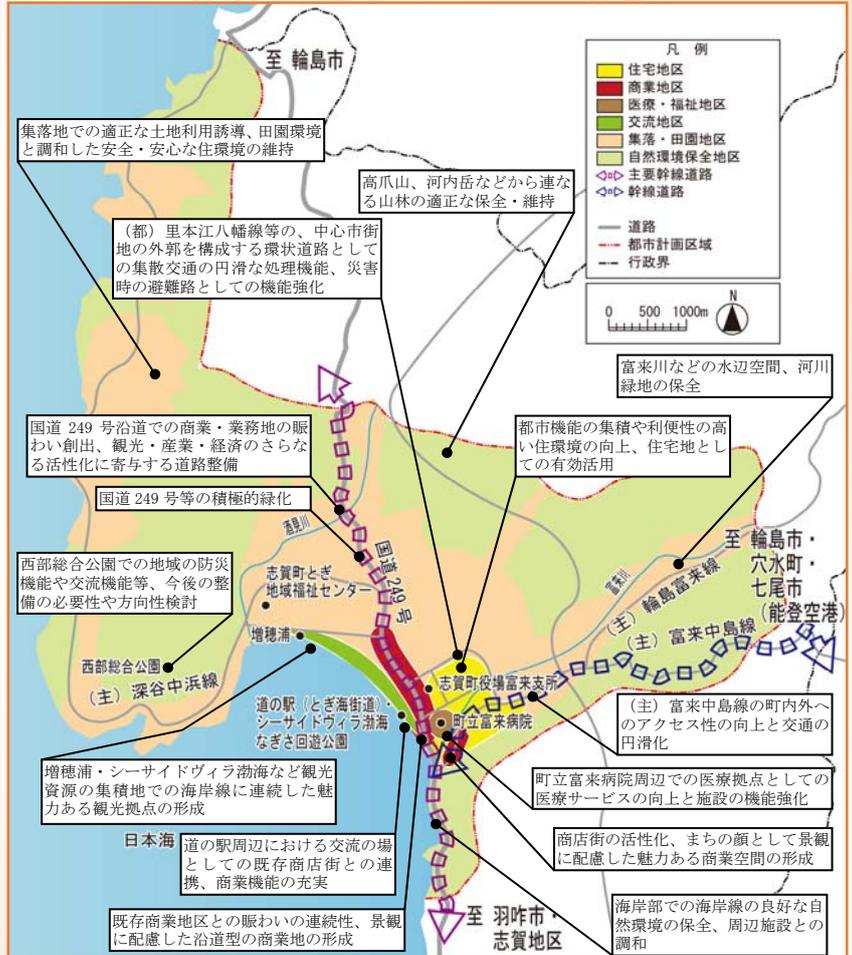
魅力ある商業空間の形成とあわせ、それら商業空間との連携を図りながら、増穂浦、道の駅などの観光施設が集積する海岸線を中心とした交流拠点を活かしたまちづくりを推進します。

6次産業などの振興に寄与するまちづくり

富来地区において、就労の場と産業拠点の形成及び雇用の充実を図るとともに、地域産業の活性化に向けて、6次産業などの振興に寄与するまちづくりを推進します。



北部重点地域のまちづくり方針図



中部重点地域

工業・エネルギー産業を中心とした
地域産業の活性化と
山間部の魅力的な憩い空間の保全

工業をはじめとする地域産業の活性化に

寄与するまちづくり

能登中核工業団地などの工業団地の立地を活かし、工業をはじめとする地域産業の活性化に寄与するとともに、若者などの雇用の充実を推進します。

また、今後の社会動向を見極めながら、原子力発電所の立地を活かした地域の活性化を図ります。



レクリエーション空間を活かしたまちづくり

せせらぎ自然公園、不動の滝公園などのレクリエーション空間を適正に維持管理・活用することにより、人々の交流で賑わうまちづくりを推進します。

豊かな自然環境を保全するまちづくり

能登半島国立公園に指定された海岸や、地域に広がる緑豊かな山林など、地域の自然環境を保全するまちづくりを推進します。

中部重点地域のまちづくり方針図

